

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人宏平会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年9月25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前（中7日間）までに各理事及び監事の全員に通知を発すること。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前（中1週間）までに各理事及び監事に対して通知を発しなければならないところ、通知を発していなかった。</p> <p>ついては、理事会の日の1週間前（中1週間）までに各理事及び監事の全員に通知を発すること。</p> <p>なお、通知の方法は書面でも口頭でも差支えないが、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）</p>	<p>理事会の開催の通知については、日程調整後事前にメールにて通知し、その後に議案書作成後に書面にて通知を発出していたところである。開催通知については、理事会の日の1週間前（中7日間）までに各理事及び監事全員に対して書面にて通知を発する。</p>
2	<p>理事会において、評議員会の日時、場所が決議されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を漏れなく理事会で決議すること。</p> <p>（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、規則第2条の12）</p>	<p>評議員会招集に係る理事会においては、評議員会の開催の日時、場所、評議員会の目的である事項等を決議する。</p>
3	<p>印章を使用したいときには、印章使用簿の所定の欄に必要事項を記載しなければならないが、介護老人保健施設しびのさとナースコール設備等更新工事について記載されていなかった。</p> <p>ついては、印章を使用するときには印章使用簿に必要事項を記載すること。</p> <p style="text-align: right;">（公印管理規程第8条）</p>	<p>印章を使用する時には、印章使用簿に必要事項を記載する。</p>
4	<p>月次試算表について、統括会計責任者及び理事長への提出が遅延している月があった。</p> <p>ついては、経理規程第32条の規定に基づき、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに統括会計責任者に提出すると</p>	<p>月次試算表の統括会計責任者及び理事長への提出については、会計責任者は、拠点区分ごとに毎月末</p>

	<p>もに、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌々月の末日までに理事長に提出すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の文書指摘をしており、その際、「総括会計責任者及び理事長への月次試算表提出に当たり、遅延することがないように提出期限を設け改善する。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(経理規程第 32 条)</p>	<p>日における月次試算表を作成し、翌々月の末日までに総括会計責任者に提出するとともに、総括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌々月の末日までに理事長に提出する。</p>
--	---	---